新たな水際措置について(英国・カザフスタン・チュニジア・インド等)

5月25日から、新たな水際措置が導入されましたのでお知らせいたします。

措置の概要は以下のとおりです。

【措置の概要】

- 1. 英国、カザフスタン、チュニジア、デンマークの4か国を「変異株 B.1.617 指定国・地域」 に指定し、カザフスタン、チュニジアの2か国からのすべての入国者及び帰国者について、検疫 所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目 に改めて検査。(注)
- (注)英国、デンマークは変異株流行国・地域として、すでに上記と同様の水際強化措置の対象の ため、実態の措置としては変更なし。
- 2. インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、モルディブの6か国からのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で10日間待機し、入国後3日目、6日目、10日目に改めて検査。

詳細は、以下の内閣官房 HP を御確認ください。

https://corona.go.jp/news/

なお、人の往来に関する制度全般に関しては以下のウェブサイトでも情報発信を行っております。

○外務省ウェブサイト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

○経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html

【お問い合わせ先】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から: 0120-565-653

海外から: +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)03-3580-4111(内線4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話:0570-011000 (ナビダイヤル:案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)

一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話:03-3501-5925(直通)